

ようこそ大槌へ！転入・就業で補助金を交付します

申請手続き

申請は、以下の書類一式（全て）をご提出ください。

- 大槌町Uターン就業支援事業助成金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号）
- 住民票謄本（謄本とは、世帯全員が記載されている住民票の写しのこと）
- 戸籍の附票（附票とは、戸籍上の住所履歴が記載されたものこと）
- 就業していること又は起業したことを証明する書類
 - ・雇用契約書がある場合、契約書の写し
 - ・雇用契約書がない場合、別紙1「就業証明書」
 - ・雇用期間の定めがある場合、別紙3「契約更新証明書」
 - ・起業した場合、開業届の写し
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主用通知）の写し
- 申請対象期間の出勤簿の写し
 - ・初回申請の場合、直近6か月分
 - ・2回目以降の場合、直近12か月分

請求手続き

請求は、以下の書類をご提出ください。

- 大槌町Uターン就業支援事業助成金交付請求書（様式第4号）

なお、請求書については、補助金交付決定（通知発送）時に同封いたします。

お手元に届きましたら、必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

補助金額

- 町内に就業中の場合 転入した世帯構成で金額が変わります
10万円～20万円
- ※震災後誘致企業又は水産加工業に就業の場合
15万円～25万円
- 町外に就業中の場合
5万円～15万円
- 2回目、3回目の場合
5万円（一律）

申請までの流れ



チェックリスト

以下の条件を全て満たす場合、補助の対象となる可能性があります。

- 大槌町民である
- 平成27年4月（就業に限り3月）以降に大槌町に転入した
- Uターン（過去に町民であったが、2年以上町外で生活した後、転入した）者
又はIターン（町外出身者であり、新たに転入した）者である
- 6か月以上、同一事業所又は農林漁業に就業中である（起業を含む）
- 申請者の年齢が50歳未満である（初回申請時点において）
- 申請者が国及び地方公共団体の職員以外の者である
- 転勤の見込みがなく、派遣職員でもない
- 現在、学校等に在学していない（ただし、夜間、定時又は通信制は除く）
- 雇用期間の定めがない、又は契約更新の見込みがある
- 住所地に居住し、住所地から通勤している
- 転入から6か月以上経過している